

令和３年度「就職氷河期世代転職・再就職等職場体験実施業務委託」に係る 企画提案募集要項

本書は「就職氷河期世代転職・再就職等職場体験実施業務委託」運営事業者の募集に係る要項を定める。事業の趣旨を理解し、事業間の連動を図り、各々の事業効果が最大限発揮できるよう、運営方針、体制等を検討すること。

1 委託名

就職氷河期世代転職・再就職等職場体験実施業務委託（以下「本事業」という。）

2 参加資格

企画提案に参加を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。

- （１） 委託業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- （２） 各行政機関等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- （３） 過去２年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- （４） 過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
- （５） 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- （６） 千葉市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- （７） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第１項第２号から第６号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。

3 業務の目的

本事業仕様書に記載のとおり

4 業務委託の内容

本事業仕様書に記載のとおり

5 委託期間

契約締結日から令和４年３月３１日まで

6 委託費用

金１５，０００千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

7 参加手続き

(1) スケジュール

1	内容	日程
2	公募開始（参加申込、質問受付）	令和3年7月12日（月）
3	質問受付期限	令和3年7月20日（火）
4	質問への回答	令和3年7月26日（月）
5	企画提案参加申込書の提出期限	令和3年7月29日（木）
6	企画提案書の提出期限	令和3年8月4日（水）
7	プレゼンテーション	令和3年8月18日（水）
8	選考結果の通知	令和3年8月下旬

(2) 質問の受付

ア 質問内容

本要項及び仕様書に関する質問についてメール（様式第3号）にて受け付ける。

なお、質問は、本企画提案に応募しない事業者からは、受け付けないものとする。

イ 受付期限

令和3年7月20日（火）午後5時まで

ウ 送付先

千葉市経済農政局経済部雇用推進課 E-mail : koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp

エ 回答

令和3年7月26日（月）までに市ホームページにて公開する。

(3) 企画提案参加申込書の提出

企画提案に参加を希望する者は、下記に記載の書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書

(イ) 提案者に関する調書

(ウ) 誓約書

(エ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(オ) 印鑑証明書（代表者印）

※令和2・3年度千葉市入札参加資格に未登録の場合のみ提出すること。

(カ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）又は特例猶予を受けていることが確認できる書類（「納税の猶予許可通知書」の写し等）

(キ) 市税完納及び特別徴収に関する証明書

※千葉市内に本店又は営業所等を有する場合のみ提出すること。

※各種証明書について、発行日は申請日から3か月以内であること。

イ 提出期限

令和3年7月29日（木）午後5時まで
（土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）
※郵送の場合は、締切日までに必着のこと。

ウ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市経済農政局経済部雇用推進課（千葉市役所2階）

（4）企画提案書の提出期限・提出先

ア 提出書類

次に掲げる内容について企画提案書を提出すること。

（ア）企画提案書表紙（様式1号）

（イ）企画提案書本文（任意書式）

仕様書に対する提案を行うこと。

提案には、下記の8（2）審査基準に記載の、「審査項目」と「審査基準」に対して、可能な限り具体的かつ詳細な説明が含まれていること。

（ウ）過去における類似業務の実績

業務内容及びその実績がわかる資料を提出すること。

（エ）業務に要する経費の見積書

- ・本事業の経費について、見積書を作成すること。
- ・仕様書に記載の業務を実施するために必要な費用を算定すること。
- ・見積書の項目（内訳）は、できるだけ詳細に分類して記載すること。
- ・委託費用の上限額を超える事業の提案を行う場合、超過する部分については提案者の負担とする。

（オ）提出部数

7部（正本1部、副本6部）

イ 提出期限

令和3年8月4日（水）午後5時まで
（土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）
※郵送の場合は、締切日までに必着のこと。

ウ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市経済農政局経済部雇用推進課（千葉市役所2階）

(5) プレゼンテーション

ア 日時

令和3年8月18日(水)

※詳細は(3)に記載の提出資料の内容を確認し、提案可能な者に対し通知する。

イ 場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所内(予定)

ウ 内容

企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施。その後、プレゼンテーション内容についてヒアリングを行う。

所要時間はプレゼンテーション20分、ヒアリング10分の計30分とする。

※新型コロナウイルス感染症のまん延状況によっては、オンラインで実施する場合がある。

(6) 選考結果の通知

ア 通知日

令和3年8月下旬

イ 通知方法

企画提案書の提出者全員へ結果通知書を郵送及び市ホームページで公表。

8 事業者選考について

(1) 選考方法

選考は、千葉市で設置する審査委員会で、提出されたすべての企画提案書及び別途実施するプレゼンテーションやヒアリングをもとに、次の審査基準に基づいて選定する。提案者がプレゼンテーションに出席できる人数は2名までとし、提出した企画提案書一式のみ使用すること。

なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

(2) 審査基準

ア 全体(審査委員会事務局審査)

業務実施能力の有無、経費見積の妥当性の有無

イ 個別評価項目(審査委員審査)

選定にかかる審査項目と審査基準は次のとおりとする。

	審査項目	審査基準	配点 (満点100)
■就業支援等セミナー			
(1)	セミナーの有効性	就業支援等セミナーの内容が事業目的に即しており、高い有効性が期待できるものか。また、独創性やオリジナリティが認められるものになっているか。	15

(2)	参加者の募集方法について	参加者の募集方法が的確で、無理のないものとなっており、目標数の達成が期待できるものとなっているか。	15
■「職場見学・体験」実施運営			
(3)	ガイダンス及びプログラム運営管理の有効性	ガイダンス及びプログラム運営管理の内容が事業目的に即しており、高い有効性が期待できるものか。	15
(4)	企業及び参加者の募集方法について	受入れ企業・参加者の募集方法が的確で、無理のないものとなっており、目標数の達成が期待できるものとなっているか。	15
(5)	採用促進のための工夫について	プログラム実施後の採用促進手法が事業目的に即しており、高い有効性が期待できるものか。	15
■共通事項			
(6)	事業達成への工程	仕様書に記載の本業務の目的及び内容に即し、工程が段階的に整理されるとともに、実施内容が参加者の就労支援に資するもので、期間内の事業実施に無理のない構成となっているか。	10
(7)	効果検証の有効性	本事業の遂行に当たり、効果を確認できるものとなっているか。	5
(8)	業務遂行体制	仕様書に記載の本業務を遂行するに当たり、その方法と体制が信頼性の高いものであると認められるか。	5
(9)	安全確保	仕様書に記載の本業務を遂行するに当たり、感染症対策や事故防止等、安全の確保に十分に配慮した提案となっているか。	5

9 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については、返却しない。
- (3) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成 12 年市条例第 52 号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、開示の対象としない。

10 契約について

(1) 契約の締結

ア 選考により最優秀提案者と決定した者を委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

ア 契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではない（業務委託仕様書については、提案された企画内容をもとに委託先候補と協議の上、作成する）。

ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条各号に該当する場合は、免除とする。

エ 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。

オ 委託費用の支払いについては、委託業務完了後の一括払いとする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。